

保護者の皆様へ

茨城県立守谷高等学校長 宮田 俊晴

携帯電話・スマートフォンの利用とご家庭でのルールづくりのお願い

盛夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

本校では携帯電話・スマートフォンの利用に関して、入学時に「スマホ家庭のルールづくり」についてご家庭にご協力を求めるとともに、入学の手引きにも明記してあります通り、授業中の使用を禁じております。また、外部講師を呼んで「スマホケータイ安全教室」を開催するなど、生徒にスマートフォン等の安全な利用方法やSNS等における危険について指導しているところです。

ご存じのように、LINEやTwitter、Instagramなどのツールは非常に便利なものである反面、不特定多数の人との接触の機会を増やし、犯罪に巻き込まれる危険性も高まります。また、友人間においても誤解によるトラブルやネット上でのいじめ、仲間外し等が起こっております。さらに、長時間の利用（高校生は約4時間/日、2020年内閣府調査）による健康や学習への影響、自転車に乗りながらの使用などの法律違反、公共の場でのマナー違反なども懸念されています。

本校でも学校再開後、授業中に動画を撮影しSNSにアップするなどの違反行為が起きております。特にSNSへの画像や動画の投稿は、いったん投稿された画像・動画の回収がほぼ不可能で、個人の肖像権やプライバシーなど様々な権利を侵害する恐れのある危険な行為です。

つきましては、これらの状況を踏まえて、ご家庭でも再度「スマホ家庭のルール」の確認をお願いいたします。守谷高校でも、生徒への携帯電話・スマートフォンの利用に関して再度周知するとともに、肖像権等個人の権利を侵害する重大な違反行為につきましては、特別指導を含めて厳しく指導していく所存です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【スマホ家庭のルールの例】

- ・ネット上で友達の悪口を書き込んだり、いじめをしたりしない
- ・トラブルや困ったことがあったら大人に相談する
- ・夜10時以降は、特に必要がない限りスマホを利用しない
- ・ネット上で拡散すると困る個人の情報は書き込まない
- ・課金のあるサービスは、親に無断では利用しない
- ・ルールを守れなかった時は、保護者に伝え、なぜ守れなかったか、これからどうするかを話し合う

【学校で指導の対象となる行為】

- ・授業中の携帯電話・スマートフォンの使用（授業・HR等に必要で教員が許可した場合を除く）
- ・他人の個人情報（画像や動画を含む）に関することを、ネット上に投稿すること
- ・SNS上でのいじめやいじめにつながる行為
- ・SNS等を介して知り合った人との違法行為や高校生としてふさわしくない行為